告 示

埼玉県告示第七百八十三号

に より、 毒物及び劇物取締法 毒物劇物取扱者試験を次 (昭和二十五年法律第三百三号) 0 とおり行う。 第 八条第 項第三号 \mathcal{O} 規定

平成三十年七月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

試験期日及び場所

平成三十年十月二十一日 (日)	試験期日
獨協大学衛玉県草加市学園町一丁目一番地	試験場所

一試験区分

- イ 一般毒物劇物取扱者試験
- 口 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- ハ 特定品目毒物劇物取扱者試験

二 試験科目

- イ 毒物及び劇物に関する法規
- 口 基礎化学
- ハ 法施行 に掲げる劇 に掲げる毒 毒物及び !規則 物及び 劇物 物に限る。 (昭和二十六年厚生省令第四号。 (農業用品 劇物、 特定品 \mathcal{O} 日毒物 性質及び貯蔵その 目 [毒物劇 劇物取扱者試験に 物取扱者試 以下 他取扱方法 「省令」 験に あ 0 あ て とい は毒物及び 0 て . う。 は省令 別表第 劇 别 表第二 物 取
- = げる毒物及び劇物、 げる劇物に限る。 毒物及び 劇物 (農業用品 特定品目毒 の識 別及 目毒 び 時劇物取 取 物 劇物 扱 方 取 法 扱者試 扱者試験に 験に あっ あ 0 て て は は 省令別 省令 别 表第一 表第二に掲 に 掲

四 受験手続

イ 提出書類

毒物及び 劇 物取締法施行 細 則 昭 和 兀 + 年埼 玉 県 規則第七 四号) 第九

受験願書

口 試験手数料

一万千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 提出期間及び提出方法

成三十年八 月二十日 月) か 5 同 年 八月三十 日 金) まで

易書留によること。 埼玉県毒物劇物取扱者試験センター(葛西郵便局私書箱百二十九号)宛の簡 なお、提出期間最終日までの消印のあるものに限る。

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成三十年十一月二十九日(木)及び同年十一月三十日(金) 午前十時から

午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成三十年十一月二十九日(木)午前十時から平成三十一年一月四日 金)

午後五時まで